

第6章

認知症対策の総合的な推進

第1節 認知症高齢者を取り巻く状況

第2節 認知症対策の推進に向けた取組

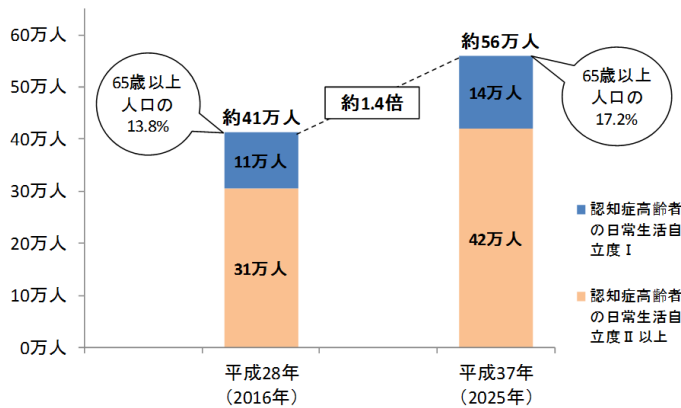
第1節 認知症高齢者を取り巻く状況

1 認知症の人を取り巻く状況

(認知症高齢者の状況)

- 都内で要介護（要支援）認定を受けている高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ以上）は、平成28年11月時点で約41万人に達し、平成37年には約56万人に増加すると推計されています。
- また、見守り又は支援の必要な認知症高齢者（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上）は、平成28年11月時点の約31万人から、平成37年には約42万人に増加すると推計されており、今後、75歳以上の後期高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者も急速に増加することが見込まれています。

<認知症高齢者の推計[東京都]>



資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部「平成28年度認知症高齢者数の分布調査」

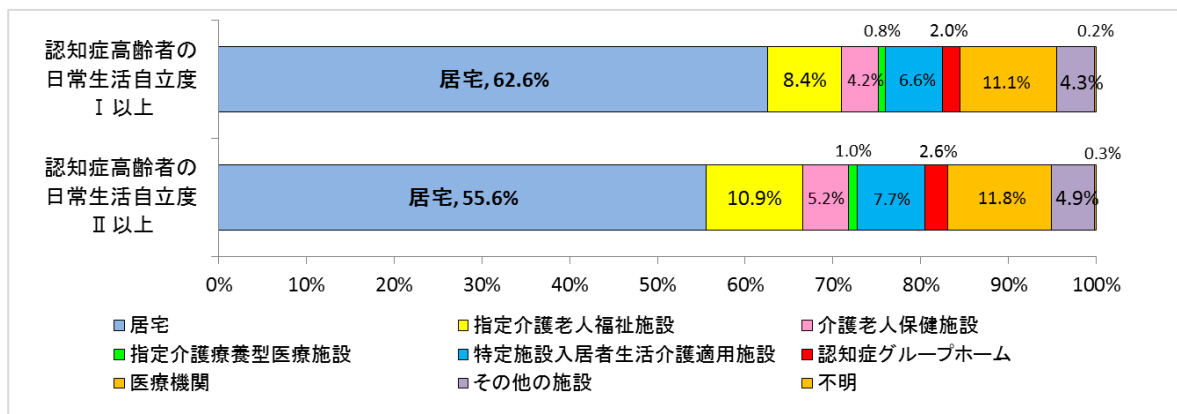
《参考》認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準

		自立	日常生活自立度ⅠからMに該当しない(認知症を有さない)方
何らかの認知症の症状がある	見守り又は支援が必要	Ⅰ	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的に ほぼ自立している。
		Ⅱ(a, b)	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られて 誰かが注意していれば自立できる。 (a=家庭外で b=家庭内でも)
		Ⅲ(a, b)	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ 介護を必要とする。 (a=日中を中心 b=夜間を中心)
		Ⅳ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、 常に介護を必要とする。
		M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ 専門医療を必要とする。

資料：厚生労働省通知（平成21年9月30日 老老発0930第2号）

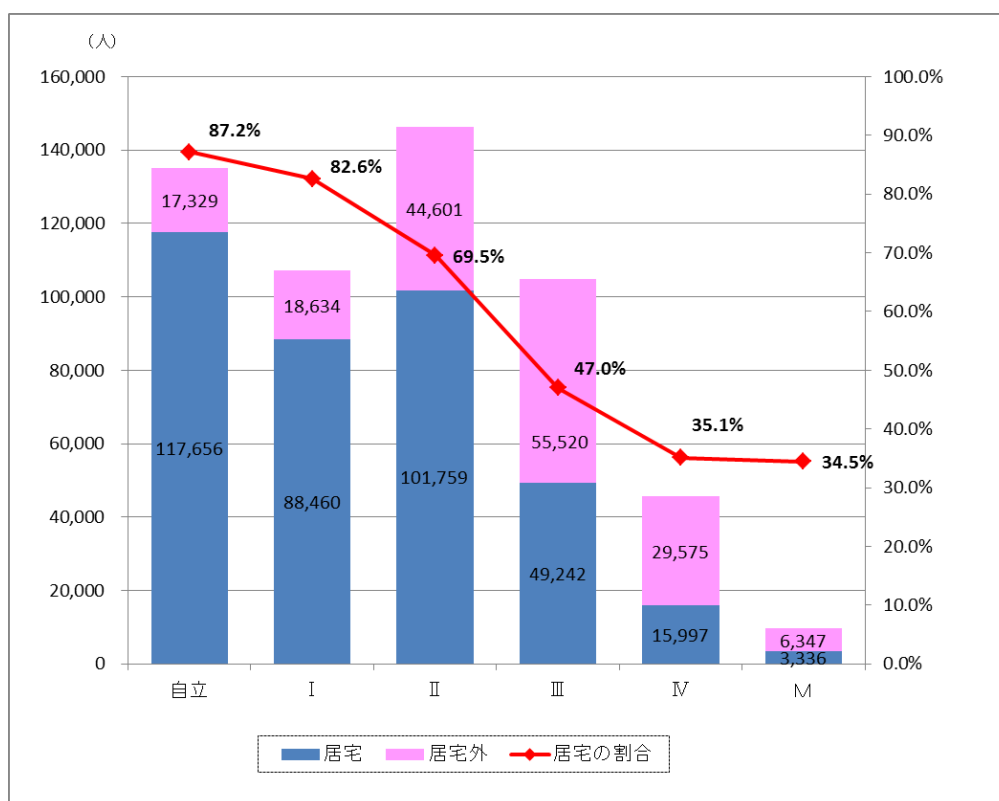
○ 何らかの認知症の症状を有する高齢者の 62.6%、見守り又は支援の必要な認知症高齢者の 55.6%が、在宅（居宅）で生活しています。

<認知症高齢者の居住場所[東京都]>



資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部「平成 28 年度認知症高齢者数の分布調査」

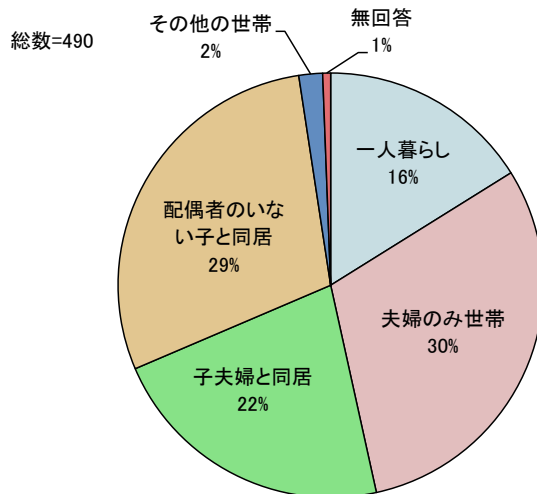
<認知症高齢者の日常生活自立度別の居住場所[東京都]>



資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部「平成 28 年度認知症高齢者数の分布調査」

- 在宅で生活している認知症が疑われる高齢者のうち、約半数は一人暮らし又は夫婦のみ世帯で生活していると推計されています。今後は、一人暮らしの高齢者が更に増加するとともに、世帯構成員が減少していくことが予測されています。

＜在宅で生活している認知症が疑われる人がいる世帯の状況＞



資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部「認知機能や生活機能の低下が見られる地域在宅高齢者の実態調査報告書」（平成 26 年 5 月）

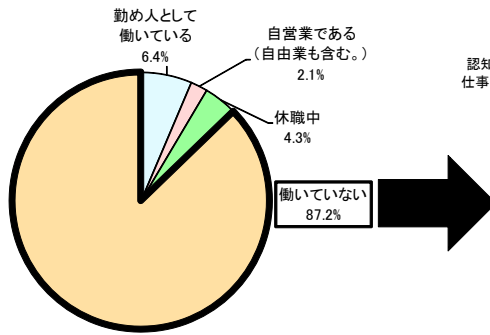
（若年性認知症の人の状況）

- 65 歳未満で発症する若年性認知症の人は都内に約 4 千人¹と推計されています。
- 働き盛り世代で発症するため、就労の継続、経済的な問題、配偶者と親など複数の人を同時に介護する多重介護になった場合の対応のほか、若年性認知症の人のニーズに合ったケアを提供する社会資源が少ないことなど、高齢期に発症する認知症とは異なり、多分野にわたる課題が存在します。
- 認知症高齢者に比べて数が少ないことから、区市町村において、支援のノウハウを蓄積することが困難な状況にあります。

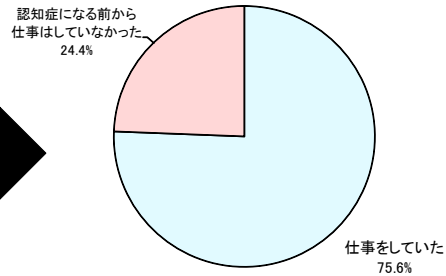
¹厚生労働科学研究費補助金（長寿科学総合研究事業）による「若年性認知症の実態と対応の基盤整備に関する研究」（平成 18 年度～平成 20 年度）における有病率推計値から算出。

<若年性認知症の人の状況>

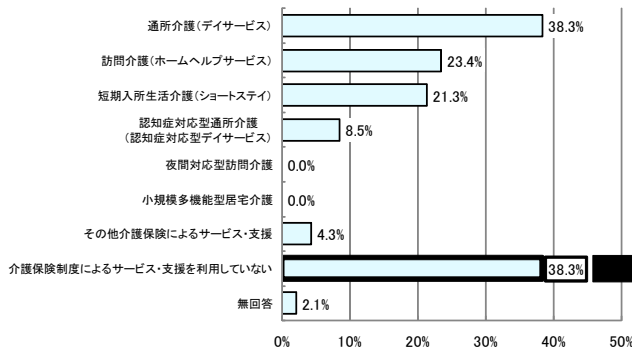
①本人の仕事の有無(総数=47人)



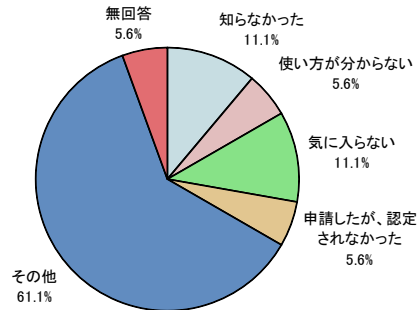
②認知症になる前の仕事の有無(総数=41人)



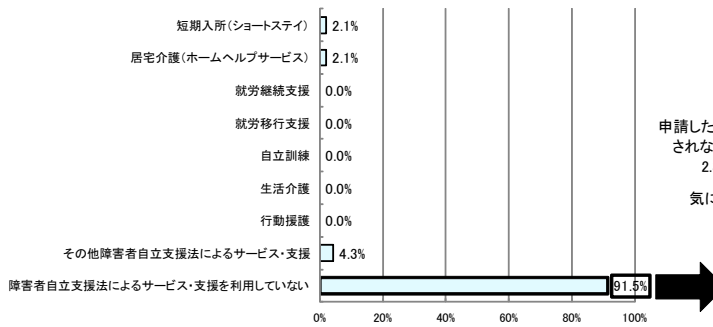
③介護保険制度によるサービス・支援の利用状況(総数=47人)(複数回答)



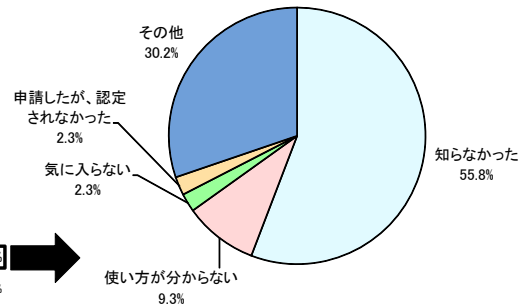
④介護保険制度によるサービス・支援を利用していない理由(総数=18人)



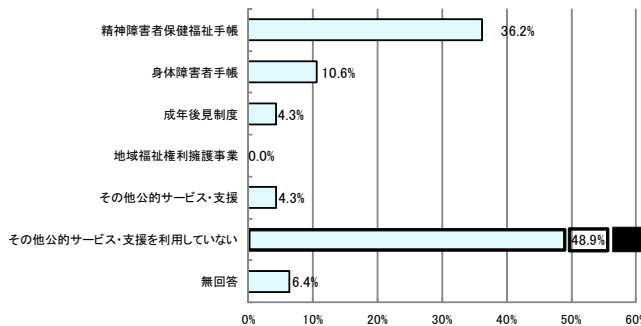
⑤障害者自立支援法によるサービス・支援の利用状況(総数=47人)(複数回答)



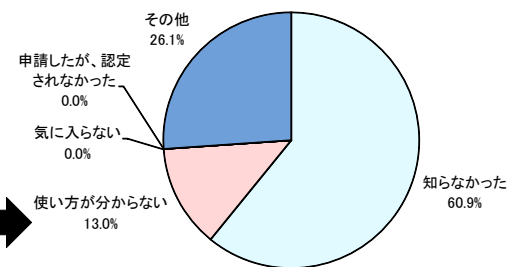
⑥障害者自立支援法によるサービス・支援を利用していない理由(総数=43人)



⑦その他公的なサービス・支援の利用状況(総数=47人)(複数回答)



⑧その他公的なサービス・支援を利用していない理由(総数=23人)



資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部「東京都若年性認知症生活実態調査」(平成20年8月)

(国の動向)

- 厚生労働省は、認知症施策のより一層の推進を図るため、平成 27 年 1 月に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」を公表し、「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す」という基本的考え方を示しました。
- 新オレンジプランは、①認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進、②認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供、③若年性認知症施策の強化、④認知症の人の介護者への支援、⑤認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進、⑥認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進、⑦認知症の人やその家族の視点の重視の 7 つの柱で構成されており、関係府省庁が共同で策定したものです。
- 新オレンジプランの対象期間は、「団塊の世代」が全て 75 歳以上となる平成 37 年までですが、施策を実現していただくための数値目標が設定されています。平成 29 年 7 月には、第 7 期介護保険事業支援計画の策定に合わせ、平成 32 年度末までの数値目標に更新されました。
- また、地域包括ケアシステム強化法により、新オレンジプランの基本的な考え方が介護保険法上にも位置づけられました。これに基づき、国及び地方公共団体は、
 - ①認知症への理解を深めるための知識の普及や啓発
 - ②認知症の人のリハビリテーションや介護者の支援等の総合的な推進
 - ③認知症の人とその家族の意向の尊重への配慮に努めることが定められました。

都道府県と区市町村は、新オレンジプランに定められた施策の推進を図ることが求められます。

2 都と区市町村の役割

- 認知症施策については、住民に最も身近な区市町村が中心となって行っています。
- 平成 26 年 6 月に成立した医療介護総合確保推進法においては、「保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業（以下「認知症総合支援事業」という。）」を地域支援事業の包括的支援事業に位置付け、平成 27 年度から順次実施し、平成 30 年度からは全区市町村で実施することとされています。
- 認知症総合支援事業とは、以下の 2 事業を指します。
 - ① 認知症初期集中支援推進事業
認知症サポート医、保健師、介護福祉士等の専門職で構成する「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センター等に設置し、認知症の人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートをします。
 - ② 認知症地域支援・ケア向上推進事業
認知症疾患医療センター等の医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関同士の連携支援、認知症の人や家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」を設置し、地域の実情に応じて、一般病院・介護保険施設等での認知症対応力の向上、認知症ケアに携わる多職種の協働研修、認知症グループホーム等での在宅生活継続のための相談・支援及び認知症カフェ等の取組を推進します。
- 区市町村には、地域の実情に応じて、認知症の人を支えるネットワークの構築や地域の認知症対応力の向上等に取り組み、認知症の人と家族が安心して生活できる地域づくりを進めていくことが求められています。
- 都は、広域的自治体として、区市町村が円滑に事業を実施できるよう、情報の提供その他の支援に努めていきます。

第2節 認知症対策の推進に向けた取組

- 認知症の人と家族が地域で安心して生活できるよう、区市町村や関係機関と連携した総合的な認知症対策を推進します。
- 認知症の人の視点に立って、認知症に対する理解を促進するための普及啓発に取り組みます。
- 医療機関相互や医療と介護の連携の推進役である認知症疾患医療センターを中心として、認知症の人が容態に応じて、適時・適切な支援を受けられる体制を構築していきます。
- 認知症の人と家族が住み慣れた地域で適切な支援を受けられるよう、医療・介護従事者等の認知症対応力向上を図ります。
- 地域の認知症対応力の向上を図り、認知症の人と家族が安心して暮らし続けられる地域づくりを進めます。
- 若年性認知症の人と家族に対する支援を強化していきます。

1 認知症対策の総合的な推進

【現状と課題】

<認知症の人の増加への対応>

- 今後増加する認知症の人が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるようにするためには、区市町村をはじめとした関係機関と連携し、認知症対策を総合的に推進することが必要です。
- 認知症高齢者と家族を地域で支える機運を醸成するため、平成18年度に認知症に対する普及啓発を目的として「認知症高齢者を地域で支える東京会議」を開催しました。平成19年度からは、学識経験者、医療・介護関係者、都民等からなる「東京都認知症対策推進会議」を設置し、認知症の人と家族に対する支援体制の構築について検討しています。
- また、認知症の人と家族にやさしい地域づくりを推進していくため、認知症が誰にでも身近な病気であることなど、都民の認知症に対する理解をより深めていくことが重要です。

【施策の方向】

■ 総合的な認知症施策を推進します

- 認知症になっても、認知症の人の意思が尊重され、地域で安心して暮らせる

まちづくりを推進するため、「東京都認知症対策推進会議」において、中長期的な施策を検討していきます。

- 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの知見を活用して作成した「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」を盛り込んだパンフレット「知って安心 認知症」を活用した普及啓発を行うとともに、区市町村におけるパンフレットの活用など地域における普及啓発の取組を支援します。
- また、認知症のポータルサイト「とうきょう認知症ナビ」において、認知症の基礎知識や相談窓口等をわかりやすく紹介し、都民への情報発信を充実していくほか、都民向けシンポジウムの開催など、都民の認知症に関する理解を促進していきます。



5 「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」をやってみましょう!

「ひょっとして認知症かな？」
 気になり始めたら自分でチェックしてみましょう。
 ※ご家族や身近な方がチェックすることもできます。

自分でできる 認知症の気づきチェックリスト		最も当てはまるところに○をつけてください。						
チェック① 5分前に聞いた話を思い出せないことがありますか	まったくない	ときどきある	頻繁にある	いつもそうだ	1点	2点	3点	4点
チェック② 今日が何月何日かわからないときがありますか	まったくない	ときどきある	頻繁にある	いつもそうだ	1点	2点	3点	4点
チェック③ 財布や鍵など、物を置いた場所がわからなくなることがありますか	まったくない	ときどきある	頻繁にある	いつもそうだ	1点	2点	3点	4点
チェック④ 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの忘れがあると言われますか	まったくない	ときどきある	頻繁にある	いつもそうだ	1点	2点	3点	4点
チェック⑤ 言おうとしている言葉が、すぐに出てこないことがありますか	まったくない	ときどきある	頻繁にある	いつもそうだ	1点	2点	3点	4点
チェック⑥ 貯金の出し入れや、家賃や公共料金の支払いは一人でできますか	問題なくできる	だいたいできる	あまりできない	できない	1点	2点	3点	4点
チェック⑦ 一人で買い物に行けますか	問題なくできる	だいたいできる	あまりできない	できない	1点	2点	3点	4点
チェック⑧ バスや電車、自家用車などを使って一人で外出できますか	問題なくできる	だいたいできる	あまりできない	できない	1点	2点	3点	4点
チェック⑨ 自分で掃除機やほうきを使って掃除ができますか	問題なくできる	だいたいできる	あまりできない	できない	1点	2点	3点	4点
チェック⑩ 電話番号を調べて、電話をかけることができますか	問題なくできる	だいたいできる	あまりできない	できない	1点	2点	3点	4点

※このチェックリストの結果はあくまでもおおよその目安で医学的診断に代わるものではありません。
 認知症の診断には医療機関での受診が必要です。
 ※身体機能が低下している場合は点数が高くなる可能性があります。

チェックしたら、①から⑩の合計を計算 ▶ 合計点 点
 20点以上の場合、認知機能や社会生活に支障が出ている可能性があります。
 9ページ以降に紹介しているお近くの医療機関や相談機関に相談してみましょう。

※このチェックリストの結果はあくまでもおおよその目安で医学的診断に代わるものではありません。 認知症の診断には医療機関での受診が必要です。

【主な施策】

・ 認知症対策推進事業〔福祉保健局〕

認知症対策を総合的に推進するため、「東京都認知症対策推進会議」において様々な角度から具体的な支援策の検討を実施します。また、都民向けシンポジウムの開催や、パンフレット「知って安心 認知症」、認知症のポータルサイト「とうきょう認知症ナビ」を通じ、普及啓発を図ります。

・ 認知症普及啓発事業〔高齢社会対策区市町村包括補助事業〕〔福祉保健局〕

地域において、認知症の人と家族を支えるために区市町村が行う、認知症の普及・啓発の取組を支援します。

2 認知症の容態に応じた適時・適切な支援の提供

【現状と課題】

＜専門医療の提供体制の確保＞

- 認知症は原因疾患や進行段階により症状等が異なるため、鑑別診断²後、その段階に応じた適切な医療の提供が必要です。また、認知症の人が身体合併症³を患ったときや行動・心理症状⁴が悪化したときに適切に対応できる診療体制の整備が求められています。
- 身体合併症や行動・心理症状を発症する認知症の人が多いことから、地域の多くの医療機関がその機能や特性に応じて、連携して対応していくことが必要です。
- 都においては、認知症に関する専門医療の提供体制を確保するとともに、医療機関同士や医療と介護の連携を推進するため、平成 24 年度に、二次保健医療圏域（島しょ地域を除く。）における認知症に係る医療・介護連携の拠点として、12 か所の認知症疾患医療センター（現在の「地域拠点型認知症疾患医療センター」）を指定しました。さらに、区市町村（島しょ地域を除く。）における支援体制を強化するため、平成 27 年度から、区市町村における医療・介護連携の推進役となる「地域連携型認知症疾患医療センター」の整備を進めており、平成 29 年 11 月現在、40 医療機関を指定しています。
- また、認知症サポート医養成研修の修了者（平成 28 年度末現在 953 人）が、かかりつけ医の認知症診断に対する相談・支援等を行う役割を担っています。
- 島しょ地域については、認知症の専門医療を提供できる医療機関や人材の確保が厳しい状況にあります。

² 鑑別診断

認知症の原因疾患と認知症の症状に類似する他の疾患（せん妄、うつ病等）とを見分けること。

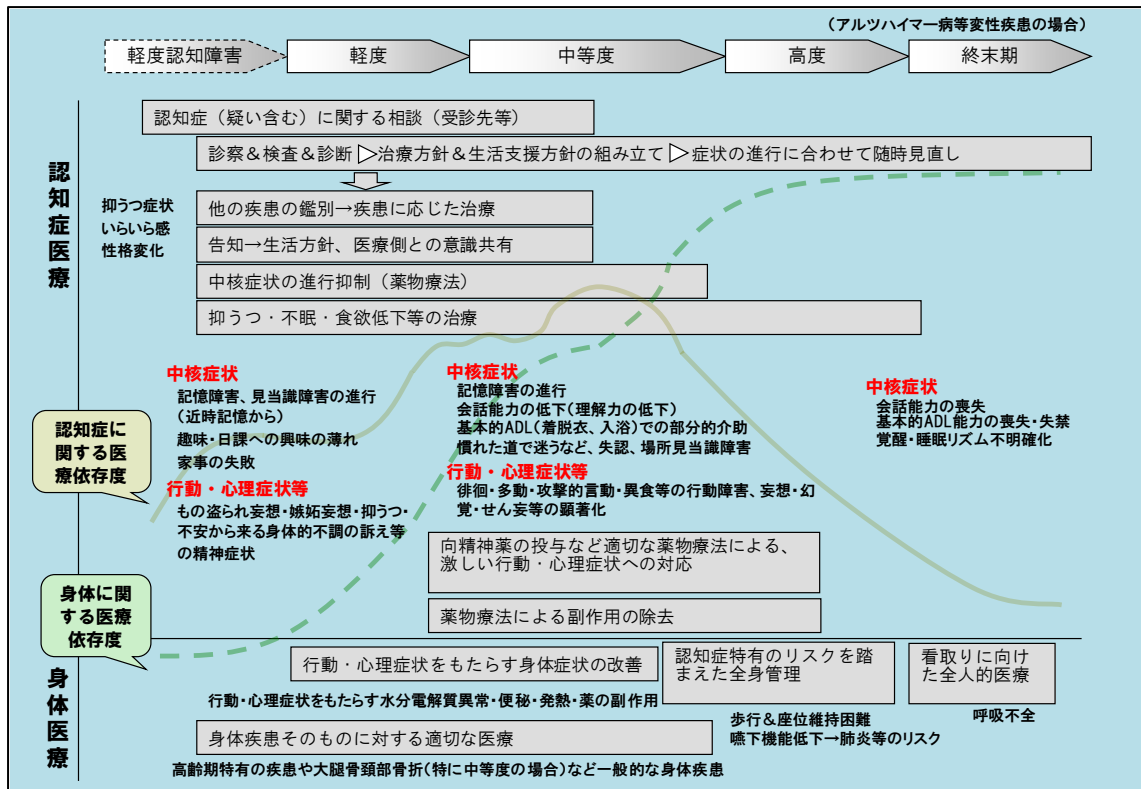
³ 身体合併症

認知症の症状に加え、肺炎や骨折、がん等の身体疾患を併発した状態

⁴ 行動・心理症状

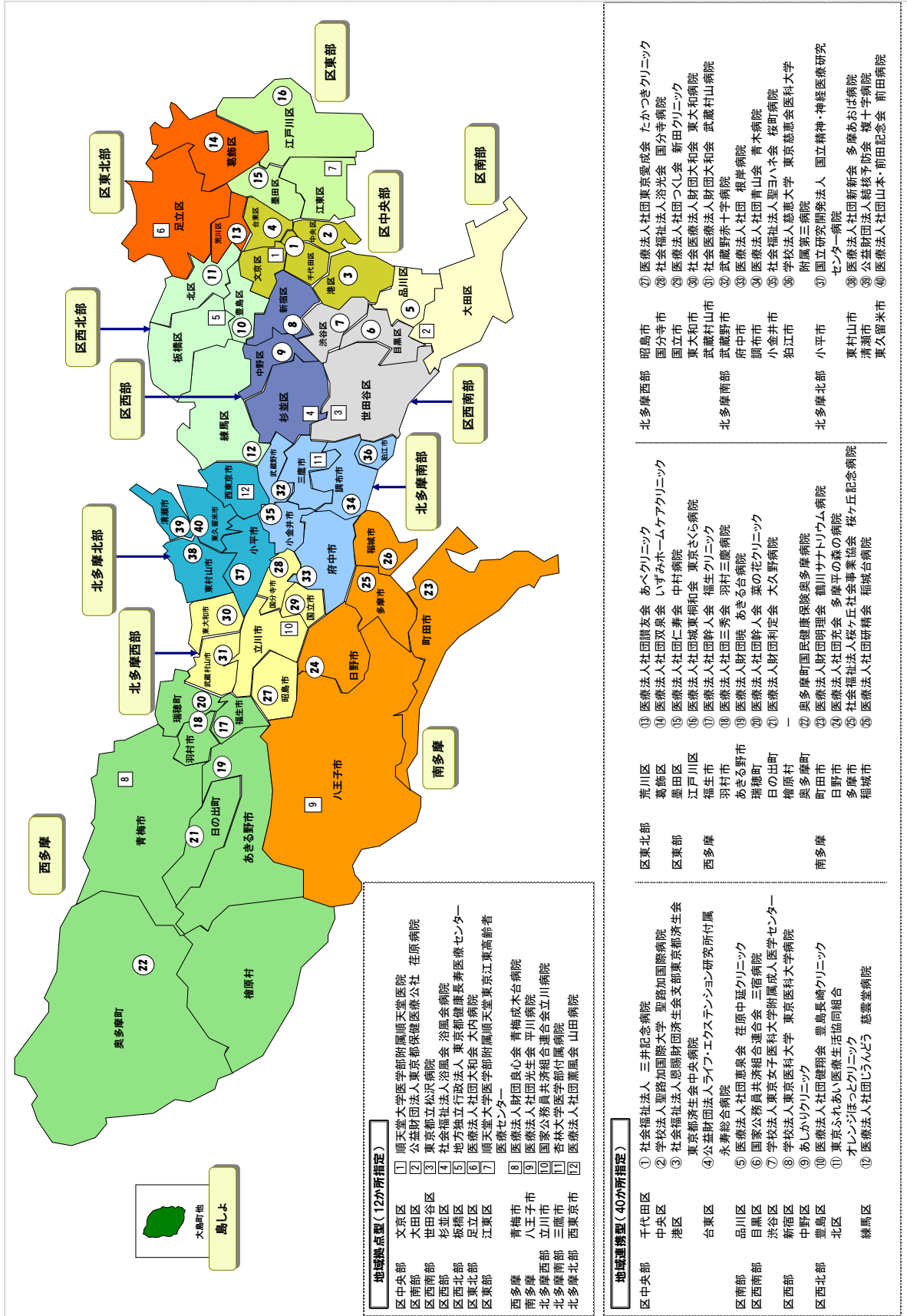
本人がもともと持っている性格、環境、人間関係など様々な要因がからみ合って、うつ状態や妄想のような精神症状や、徘徊・暴力等の日常生活への適応を困難にする行動上の問題が起こること。

< 認知症の経過と医療依存度 >



資料：東京都福祉保健局「東京都認知症対策推進会議 医療支援部会報告書」（平成 21 年 3 月）

＜認知症患者医療センターの指定状況（平成29年11月現在）＞



＜適時・適切な支援に向けた体制整備＞

- 認知症は、早い段階から適切な治療を受けることで、改善が可能なものや進行を遅らせることができる場合があります。また、症状が軽いうちに本人や家族が認知症への理解を深めることで、今後の生活の準備をすることができます。
- 認知症になっても住み慣れた地域での生活を続けるためには、早期診断と、状態に応じた適切な医療・介護・生活支援等を受けられる体制を構築することが必要です。
- 平成 25 年度から、区市町村に配置した認知症支援コーディネーターと地域拠点型認知症疾患医療センターの認知症アウトリーチチームが連携して、受診困難な認知症の疑いのある高齢者等を訪問支援する仕組みを構築するなど、認知症の早期発見・診断・対応の取組を推進してきました。
- また、平成 30 年度からは、全ての区市町村が、認知症サポート医、保健師、介護福祉士等の専門職で構成する「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症の人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行うこととされています。

【施策の方向】

■ 専門医療の提供と地域連携を推進します

- 地域における支援体制を構築するため、各区市町村（島しょ地域を除く。）に設置した認知症疾患医療センターにおいて、専門医療を提供するとともに医療機関同士及び医療・介護の連携を推進していきます。
- 二次保健医療圏域における認知症医療・介護連携の拠点として位置づけている 12 か所の地域拠点型認知症疾患医療センターでは、認知症疾患医療・介護連携協議会の開催、地域の医療・介護従事者の育成を行うことにより、身体合併症や行動・心理症状を有する認知症の人を地域で受け入れる体制づくりを進めていきます。
- 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターに設置した「認知症支援推進センター」において、認知症専門医等が島しょ地域の医療従事者等に対して相談支援を行う体制を整備するとともに、各島を訪問して認知症の対応力向上を目的とした研修会等を実施するなど、島しょ地域における認知症の人と家族への支援体制の構築を支援していきます。

■ 多職種協働による適時・適切な支援を推進します

- 認知症の医療・介護・生活支援等の情報に精通し、個別ケース支援のバック

アップ等を担う認知症支援コーディネーターを配置する区市町村を支援することにより、地域の認知症対応力向上を図っていきます。

- 全ての区市町村が、「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症の人や家族に対して、初期の支援を包括的・集中的に行います。
- 地域拠点型認知症疾患医療センターに、認知症専門医⁵、看護師、精神保健福祉士等で構成する認知症アウトリーチチームを配置し、認知症支援コーディネーター等の依頼に応じて、認知症初期集中支援チームでは対応が困難な認知症の人等を訪問し、早期に医療や介護のサービスにつなげる取組を進めていきます。
- 地域拠点型認知症疾患医療センターの認知症アウトリーチチームが培った訪問支援のノウハウを提供するなど、区市町村が設置する認知症初期集中支援チームの円滑な活動を支援していきます。

【主な施策】

・ 認知症疾患医療センター運営事業〔福祉保健局〕

都が指定する「認知症疾患医療センター」において、認知症の診断、身体合併症と行動・心理症状への対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域の医療・介護関係者等との連携の推進、人材の育成等を行うことにより、認知症の人の地域生活を支える医療体制の構築を図ります。また、地域拠点型認知症疾患医療センターに、区市町村と連携して、受診困難な認知症の人等への訪問支援を行う認知症アウトリーチチームを配置します。

・ 認知症支援推進センター運営事業〔福祉保健局〕

認知症医療従事者等の認知症対応力向上の支援拠点として設置した「認知症支援推進センター」において、認知症サポート医フォローアップ研修等の専門職向けの研修や区市町村において指導的役割を担う人材の育成を行うとともに、島しょ地域の認知症支援体制の構築を支援します。

・ 認知症支援コーディネーター事業〔福祉保健局〕

区市町村に、認知症の医療・介護・生活支援等の情報に精通した地域における認知症の専門家であり、個別ケース支援のバックアップ等を担う認知症支援コーディネーターを配置します。

⁵ 認知症専門医

日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師

コラム「認知症疾患医療センターにおける地域連携の推進に向けた取組」

- 認知症疾患医療センターでは、区市町村をはじめとした地域の関係者と連携し、認知症の人の地域生活を支えるための様々な取組を行っています。

※ 認知症疾患医療センターにおける地域連携の推進に向けた取組を紹介
(2～3か所)

3 認知症の人と家族を支える人材の育成

【現状と課題】

<認知症の人に対する適切なケアの確保>

- 認知症の人が住み慣れた地域で適切な支援を受けられるよう、認知症対応型サービス事業者だけでなく、全ての介護サービス事業者が、認知症介護の基本的知識やノウハウを学ぶ必要があります。
- 認知症介護指導者(平成28年度末現在78人)や認知症介護実践リーダー研修修了者(平成28年度末現在1,551人)等については、自施設・事業所内における認知症支援のリーダー役を担うほか、事業者同士の連携を図るなど、地域の社会資源を活用して認知症の人を支援していくことが期待されています。
- 認知症の人は、環境の変化や不適切なケア等により、行動・心理症状が悪化してしまうことが少なくありません。また、身体合併症を有する認知症の人も多くいるため、認知症と身体疾患が相互に及ぼす影響を踏まえた身体管理も重要です。
- 高齢者に身近な診療所や急性期病院等において、認知症の人が適切な治療やケアを受けられるよう、認知症に精通した医師や看護師等の医療従事者を育成することも急務です。
- さらに、認知症の人が必要とする医療・介護・生活支援等を切れ目なく提供していくためには、医療・介護従事者や関係機関が連携して支援を行っていくことが不可欠です。

【施策の方向】

■ 医療・介護従事者の認知症対応力の向上を図ります

- 介護従事者に対して認知症介護に関する基礎的及び実践的な研修を実施するとともに、地域密着型サービス事業所の管理者等に対して適切なサービス提供に関する知識を修得させるための研修を実施することにより、認知症介護の技術向上を図っていきます。
- 地域において、認知症ケアのリーダー役を担う認知症介護指導者や認知症介護実践リーダーを引き続き養成し、認知症ケアの質の向上を図るとともに、地域における活用が進むよう検討していきます。
- 認知症疾患医療センターが、かかりつけ医や看護師等、地域の医療従事者等に向けた研修を実施するとともに、区市町村や地区医師会等の関係機関が実施する研修への協力を行うことにより、地域における認知症医療の充実と認知症対応力の向上を図っていきます。

- 「認知症支援推進センター」において、認知症サポート医等の専門職に対し、診療技術の向上等に資する実践的な研修を実施するほか、地域において指導的役割を担う人材を育成することにより、都における医療従事者等の認知症対応力向上を支援していきます。
- 高齢者と接する機会が多い歯科医師や薬剤師が、認知症の疑いがある人に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、認知症の人の状況に応じ適切な口腔管理や服薬指導が行えるよう、認知症対応力を向上させるための研修を実施します。
- 認知症の人の身体合併症等への対応を行う急性期病院等において、行動・心理症状への対応力を高めるなど、適切な対応が行われるよう、指導的立場にある看護師を対象とした研修を実施し、急性期病院等における認知症ケアの向上を図ります。
- 全ての区市町村が設置する認知症初期集中支援チーム及び認知地域支援推進員が円滑に活動できるよう、必要な知識・技術を習得するための研修を実施します。

【主な施策】

・ 認知症介護研修事業〔福祉保健局〕

介護従事者及びその指導的立場にある者に対し、認知症介護に関する基礎的及び実践的な研修を実施し、技術の向上を図ります。

・ 認知症疾患医療センター運営事業〈再掲〉〔福祉保健局〕

都が指定する「認知症疾患医療センター」において、認知症の診断、身体合併症と行動・心理症状への対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域の医療・介護関係者等との連携の推進、人材の育成等を行うことにより、認知症の人の地域生活を支える医療体制の構築を図ります。また、地域拠点型認知症疾患医療センターに、区市町村と連携して、受診困難な認知症の人等への訪問支援を行う認知症アウトリーチチームを配置します。

・ 認知症支援推進センター運営事業〈再掲〉〔福祉保健局〕

認知症医療従事者等の認知症対応力向上の支援拠点として設置した「認知症支援推進センター」において、認知症サポート医フォローアップ研修等の専門職向け研修や区市町村において指導的役割を担う人材の育成を行うとともに、島しょ地域の認知症支援体制の構築を支援します。

・ 歯科医師・薬剤師・看護職員認知症対応力向上研修〔福祉保健局〕

歯科医師や薬剤師に対し、認知症の人への対応の基礎知識や連携等に関する研修を実施します。また、病院で指導的な役割にある看護職員に対し、認知症ケアの実践的な対応やマネジメントに関する研修を実施し、病院全体の認知症対応力の向上を図ります。

・ 認知症初期集中支援チーム員等研修事業〔福祉保健局〕

認知症初期集中支援チーム員及び認知症地域支援推進員が、その役割を担うための知識・技能を習得するための研修の受講促進を図ります。

4 認知症の人と家族を支える地域づくり

【現状と課題】

<認知症の人と家族を地域社会全体で支える環境の整備>

- 認知症の人と家族が安心して暮らせるようにするためには、身近な地域で、必要な医療・介護・生活支援等を受けられることが重要です。
- そのためには、医療・介護従事者や関係機関が連携して認知症の人への支援を行うとともに、地域住民や商店街、交通機関などによる見守りや家族会の活動などのインフォーマルな支援を含め、地域の実情に応じたネットワークづくりを進めていく必要があります。
- 都は地域や職域において認知症の人や家族を手助けする「認知症サポーター」の養成を支援しており、平成 29 年 12 月末現在、約〇万人⁶が養成されています。
- また、行方不明となった認知症高齢者を早期に発見するためのネットワークづくりや、身元不明高齢者等の情報を区市町村が自ら更新し、閲覧できる関係機関の情報共有サイトを構築するなど、行方不明・身元不明高齢者の対応を行ってきました。

<若年性認知症への対応>

- 平成 24 年 5 月に設置した東京都若年性認知症総合支援センターと、平成 28 年 11 月に設置した東京都多摩若年性認知症総合支援センターにおいて、経済的な問題や多重介護など様々な相談にワンストップで対応するなど、若年性認知症の人と家族を支援しています。

【施策の方向】

■ 認知症の人と家族を支える地域づくりを推進します

- 区市町村の認知症地域支援推進員が、医療機関、介護サービス事業所、地域包括支援センター等地域の関係機関の連携を図るための支援を行うとともに、認知症カフェなどの認知症の人や家族が集う取組等を推進します。
- 東京の地域特性を踏まえ、地域の多様な人的資源・社会資源によるネットワークづくりを進め、認知症の人と家族を支える地域づくりを支援します。
- 認知症の人や家族の視点に立って、都民の認知症に対する理解を促進するとともに、認知症の人と家族を地域で支える機運の醸成のために普及啓発を進めます。
- 認知症に関する正しい知識と理解を持って地域や職域で認知症の人や家族を

⁶ 全国キャラバン・メイト連絡協議会調べ

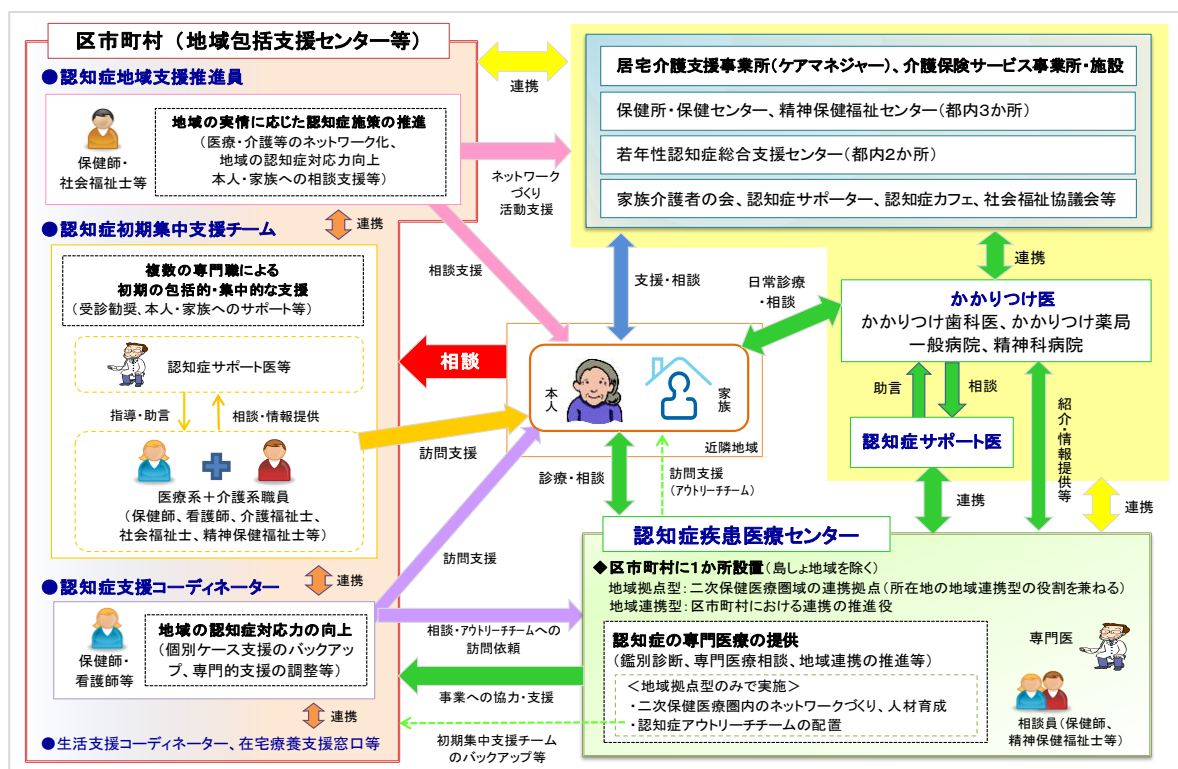
手助けする認知症サポーターの養成の支援や、認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトの養成を行います。

- 認知症サポーターが身近な地域で活動できる場や復習を兼ねて学習できるフォローアップの機会を提供する区市町村を支援していきます。
- 介護者支援の拠点となる医療機関と連携した認知症カフェの設置や家族会の活動の支援など、地域の実情に応じて、認知症の人と家族の支援に取り組む区市町村を支援していきます。
- 認知症の人の行方不明・身元不明については、区市町村におけるネットワークづくりの支援、関係機関向け情報共有サイトの活用を通じて、早期解決が図れるよう取り組んでいきます。
- 認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護支援事業所など、認知症の人と家族の地域生活を支える介護サービス基盤の整備を進めていきます。

■ 若年性認知症対策を推進します

- 都内 2 か所の若年性認知症総合支援センターにおいて、若年性認知症の人と家族への支援を充実していきます。
- また、若年性認知症総合支援センターにおいて蓄積したノウハウを活用し、地域包括支援センターの職員など支援者向け研修を実施するなど、地域における相談支援対応力を向上していきます。
- 身近な地域で支援が受けられるよう、様々な問題を抱える家族介護者の心理的サポートや家族間の交流を行う家族会への支援、若年性認知症の人の活動拠点の整備に取り組む区市町村を支援します。

＜都における認知症の人と家族の生活を支える体制のイメージ図＞



※区市町村はこのイメージ図を参考に、地域の実情に応じた体制を構築する。

資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部作成

【主な施策】

・ 認知症対策推進事業〈再掲〉〔福祉保健局〕

認知症対策を総合的に推進するため、「東京都認知症対策推進会議」において様々な角度から具体的な支援策の検討を実施します。また、普及啓発を目的とした都民向けシンポジウムの開催や、パンフレット「知って安心 認知症」の活用を通じ、普及啓発を図ります。

・ 認知症普及啓発事業〔高齢社会対策区市町村包括補助事業〕〈再掲〉〔福祉保健局〕

地域において、認知症の人と家族を支えるために区市町村が行う、認知症の普及・啓発の取組を支援します。

・ 認知症地域支援ネットワーク事業〔高齢社会対策区市町村包括補助事業〕〔福祉保健局〕

地域において、認知症の人と家族を支えるために区市町村が行う、認知症の人と家族を支える人材や社会資源によるネットワーク構築、そのネットワークを活用した徘徊行方不明者の早期発見、家族会の育成・支援などの取組を支援します。

・ 認知症の人と家族を支える医療機関連携型介護者支援事業〔高齢社会対策区市町

村包括補助事業]〔福祉保健局〕

医療機関周辺に認知症介護者支援の拠点を設け、医療機関の専門職と連携した介護者支援のための講座や交流会を開催し、介護者の孤立化防止等を図る区市町村の取組を支援します。

・認知症予防推進事業〔高齢社会対策区市町村包括補助事業〕〔福祉保健局〕

研究機関が開発した認知症予防プログラムの活用した取組や、認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関と連携した取組等、区市町村における認知症予防の取組を支援します。

・キャラバン・メイト養成研修〔福祉保健局〕

認知症について正しい知識を持ち地域で認知症の人と家族を応援する「認知症サポーター」を養成する講座の講師役となり、また地域でのリーダー役を担うキャラバン・メイトを養成します。

・認知症高齢者の行方不明・身元不明対策〔福祉保健局〕

区市町村からの依頼に基づき、認知症が疑われる行方不明高齢者等の情報を都内区市町村などに提供する取組により、関係機関との情報共有を推進します。

・若年性認知症総合支援センター運営事業〔福祉保健局〕

若年性認知症の人、家族、区市町村、地域包括支援センター等の専門機関に対するワンストップ相談窓口を設置することにより、若年性認知症の人を早期に適切な支援に結び付け、若年性認知症特有の問題解決を図ります。

・若年性認知症の人と家族を支える体制整備事業〔高齢社会対策区市町村包括補助事業〕〔福祉保健局〕

若年性認知症の家族会への支援や、若年性認知症の人の活動を支援するための拠点整備を行う区市町村の取組を支援します。

コラム「認知症の人の在宅生活の継続に向けた取組（仮）」

※平成28～29年度に実施した下記事業の概要等を紹介

- ① 認知症とともに暮らせる社会に向けや地域ケアモデル事業
（東京都健康長寿医療センターに委託）
- ② 認知症の人の地域生活を支援するケアプログラム推進事業
（東京都医学総合研究所に委託）

コラム「地域における若年性認知症の人を支援する取組（仮）」

※ 区市町村の取組事例を紹介（1～2例）